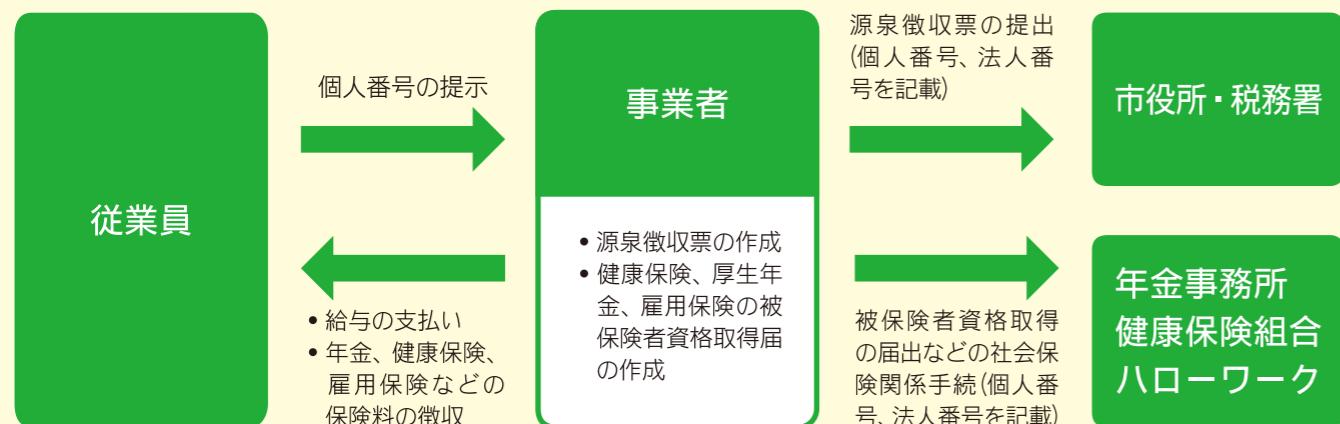


# 民間事業者もマイナンバーを取り扱います



## 安全な管理のために必要なことは?

事業者は、個人情報保護のために、マイナンバーの管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。

### ■委託先の監督

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部または一部の委託をする場合は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

### ■再委託等

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部または一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託することができます。再々委託の場合も同様です。

### ■マイナンバーの安全管理措置

事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

### ■特定個人情報の保管制限

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

### ■特定個人情報の廃棄

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集または保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄または削除しなければなりません。

## マイナンバーの取扱いをわかりやすく解説したガイドラインがあります

ガイドラインでは、マイナンバーの取扱いについて、具体例を示して解説しています。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。ぜひガイドライン（事業者編）[特定個人情報保護委員会](#) 検索をご覧ください。

# マイナンバー制度 はじまります



## 3つのメリット

### ① 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で書類の添付が減ります。

### ② 行政の効率化

行政手続が正確で早くなります。  
災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。

### ③ 公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。  
年金などの社会保障を確実に給付します。

## マイナンバーとは?

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるとの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続にしか使えません。

## ● 今後のスケジュール

平成27年10月～

マイナンバーを通知します。

※住民票の住所に通知が届きます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票を移してください。

平成28年1月～

マイナンバーの利用が開始されます。社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。申請者には、個人番号カードを交付します。

平成29年1月～

「マイ・ポータル（仮称）」（情報提供等記録開示システム）で、個人情報のやりとりの記録が確認できるようになります。

## マイナンバーに関するホームページやコールセンターの案内

### ■マイナンバーに関するホームページ

内閣官房（マイナンバー・社会保障・税番号制度）

マイナンバー

検索

### ■マイナンバーに関するコールセンター

TEL0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：午前9時30分～午後5時30分

※土日祝日、年末年始を除く